

食べる機能に配慮した食事の提供について(想定)

食べる機能に障害がある子どもへの配慮として、中学校を通じて保護者から形態食の提供の申し出があった場合には、下記の食形態の給食を提供する。

なお、市が形態食の提供を決定し、市が作成する調理指示書に沿って、事業者が対応する。

ペースト食	刻み食
粒がない、どろどろの状態、目安としてはマヨネーズやジャム状の硬さで提供	通常給食を献立毎に3～5mm程度に刻んだ状態で提供